

平成19年12月 山口県議会定例議会 答弁書

(平成19年12月13日(木)午前10時～)

質問者 岡村精二

1 土木建築行政について

(1) 建設業界の現状について

(知事)

私からは、本県建設業界の現状についてお答えをいたします。建設業は、県民生活に密着した社会資本整備の担い手でありますと同時に、本県の就業者人口の1割を占めるなど、地域の経済や雇用の面におきまして重要な役割を果たしている基幹的な産業です。さらに、災害時には、応急対策、復旧対策において中核的な存在として活動をしていただいております。県民の皆様の安心と安全の確保にも大きな役割を果たしております。

一方、公共事業をめぐりましては、国・地方を通ずる厳しい財政状況の中、近年、国の歳出改革を通じまして、過去の景気対策等で増大をしておりました公共事業予算の急激な削減が続いております。本県におきましても、国庫補助金の減少や地方財政計画の縮小に伴いまして、公共事業等についても減少傾向が続いているところであります。

こうしたことから、本県の建設業を取り巻く経営環境は、確実に厳しさを増しております。

このため、県といたしましては、工事の発注に際しましては、県内建設業者への優先発注を基本に、可能な限り分離・分割発注を行いますとともに、大規模工事等につきましては共同企業体を活用するなど、県内建設業者の受注機会の確保に努めてきておりますし、県内の公共工事の発注機関に対しまして、同様の取組みを要請してまいりました。

また、経営基盤の強化を図るため、経営革新の制度融資や経営相談を強化しておりますとともに、自ら経営の多角化や業種転換に取り組んでおられる建設業者への支援も行っております。

少し具体的に申し上げますと、要請に応じまして、中小企業診断士等の専門家の派遣を行いますとともに、経営の多角化につきましては、県中小企業支援センター等において、ニーズに応じた効果的な支援をワンストップで提供できる体制を整備いたしております。また、業種転換につきましては、新たな事業分野への進出に資する総合的な情報を掲載したハンドブックの作成や建設業協会等との共催によるセミナーの開催などを通じて、農業、福祉、環境分野等への進出事例の紹介や各種支援制度、相談窓口の周知にも努めております。

私は、明年度におきましても、国の予算や地方財政計画の状況を踏まえつつ、できる限りの公共事業予算の確保に努めますとともに、県づくりの一翼を担う建設業の支援につきましても総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、入札制度の改善等につきましては、後ほど関係参与員から答弁をいたしますが、私は、貴重な税負担等で執行される公共事業につきましては、どこまでも事業の適正な執行に努めますとともに、県民や社会全体の理解が得られるよう、情報公開を徹底し、公正で円滑かつ効率的な事業執行が行える、入札制度の改善を含む体制づ

くりを努めてまいりたいと考えております。
具体的には、関係参与員よりお答えいたします。

(2) 公共事業の県内企業への優先発注について (土木建築部長)

土木建築行政についての6点のお尋ねです。

まずは公共工事の県内業者への優先発注についてです。

県としては、工事発注に際しては、従来から地域経済の活性化や県内建設業の健全な発展を図るため、必要な施工能力を有する県内業者数で競争性が確保できる場合には、入札参加資格条件に県内業者であることを設定しています。

また、技術的難易度が高い工事については、共同企業体方式を活用し、県外業者から県内業者への技術移転を図ってきました。その結果、県内業者の施工能力が向上し、現在では、ほとんどの橋梁下部工や延長600mまでのトンネル工についても、入札参加資格条件に県内業者であることを設定しています。

さらに、下請工事における県内業者の活用についても、工事発注時には設計図書に明示するとともに、契約締結時には元請業者に文書で要請を行い、3,000万円以上の工事については、工事完成後に下請に関する状況報告書の提出を求めているところです。

今後とも、県内業者の受注機会の確保に努めてまいります。

(3) 適正価格について

(土木建築部長)

次に、適正価格についてです。

予定価格は、競争入札を行う際にその落札金額を決定するための基準となるもので、県においては、標準的な施工能力を有する建設業者が、標準的な工法で施工される場合に必要となる経費を、積算基準をもとに適正に算定しているところです。

お尋ねの適正価格とは、この予定価格の範囲内で建設業者がそれぞれの企業努力の下に落札した価格であり、かつ、良好な品質や安全管理、及び正当な下請契約等により工事施工が可能な価格であると考えております。

(4) 予定価格の事前公表について

(土木建築部長)

次に、予定価格の事前公表についてです。

県においては、入札及び契約手続きの透明性・公平性及び競争性を確保する観点から、平成12年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる適正化法の公布を契機として、平成13年1月から予定価格の事前公表について一部試行を開始し、平成14年4月からは、入札に付する全ての工事を対象に実施しているところです。

お示しのとおり、最近、低価格入札が急増しておりますが、予定価格の事前公表と低価格入札の増加との直接的な関連性については明らかではないことから、県としては、まず、低価格入札の実態に関して、早急に様々な角度から調査し、検討を行ってまいります。

(5) 入札業者の選定について

(土木建築部長)

次に、入札業者の選定についてです。

県においては、「公共調達改革の推進」を県政集中改革の主要課題に位置づけ、全庁を挙げて入札制度の改革に取り組んでいるところであり、本年7月から、一般競争入札の対象金額を1億円以上から3千万円以上に、舗装などの専門工事は1千万円以上に拡大するとともに、入札参加業者数の拡大も図ることとしたところです。

一方、お示しのとおり、入札に当たっては、公共工事の施工実績や配置技術者の工事経験など工事の品質の確保、地域の中小建設業者が雇用確保や災害対応等に果たす役割、官公需法による受注機会の確保の要請などの観点を踏まえることが重要です。

従って、一般競争入札では、これらの観点から、技術要件・地域要件を入札参加資格要件として設定しているところです。

(6) 低入札調査基準価格と判断基準額の引き上げについて

(土木建築部長)

次に、低入札価格調査における調査基準価格の見直しと判断基準額の引き上げについてです。

まず、調査基準価格については、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」、いわゆる「中央公契連」モデルに沿って、平成17年1月に引き上げを行っており、現在でも多くの都道府県で採用されていることから、今後、「中央公契連」において内容の見直しが行われるようであれば、県としても適切に対応してまいります。

次に、判断基準額については、県としてもダンピングによる入札は、公共工事の品質低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策の不備等が懸念され、建設業の健全な発展に多大な影響を与えること認識しており、今後、実施する低価格入札に係る調査の結果も踏まえ、検討してまいります。

なお、比較的判断基準額の低い小規模工事については、先行して、引き上げについて検討してまいります。

再質問

岡村：部長！「調査して、検討する」ということは、大規模工事も引き上げるということですね！

部長：黙って、頷く。(「その通りです」の意)

(7) 総合評価入札制度について

(土木建築部長)

次に、総合評価入札制度についてです。

お示しのとおり、総合評価入札制度は、価格のみならず価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方法であることから、優良な社会資本を整備することができ、また不良・不適格業者の排除や建設業者の技術力向上などの効果があります。

このため、県においては、平成18年度から総合評価入札制度を導入したところです。平成20年度からは、評価点の引き上げや評価項目の見直しなど、技術評価の内容について充実させ、原則として一般競争に付す全ての工事について総合評価入札制度を適用します。

一方、工事内容や規模に応じて、簡易な施工計画を評価する簡易型の総合評価も行っておりますが、お示しの入札参加者の事務手続きの負担の軽減のため、さらに、より簡易な総合評価入札制度の導入についても検討してまいります。